

平成28年6月吉日

各介護老人保健施設 様

各札幌市地域包括支援センター 様

各居宅介護支援事業所 様

## 札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会についてご案内

謹 啓

初夏の候、貴行ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、突然のご連絡となり、誠に申し訳ございません。

当協議会は2008年より、脳卒中患者様の治療とリハビリ提供について当協議会の加盟医療機関同士（主に急性期病院と回復期病院）の地域連携を促進する目的で、脳卒中地域連携パスソフトを採用し患者様の情報共有を行っております。

今回、脳卒中地域連携パスソフトの使用（いわゆる加盟条件）を介護サービス事業所等に広げるべく、本年2月に行いました当協議会役員会議で、介護老人保健施設、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の入会が可能となるよう会則を改定した段階です。

今後は脳卒中患者様が自宅退院をされる際の情報提供のツールとして当該パスを使用し情報共有が可能となるのではと考えており、更には、今回初めてケアマネジャーさまをお呼びして講演も予定しておりますので、別紙にて皆様にご案内とさせて頂く事としました。

別紙に記載のとおり第40回合同会議を6月28日（火）19:00より、札幌市医師会館5階 大ホールにおいて開催いたします。ご多忙の折とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、お申し込みくださいますようお願い申し上げます。

※ 大変恐れ入りますが、一事業所につき500円の参加費を頂戴しております。

※ 軽食のご用意がございます。

敬 具

札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会

事務局連絡係：手稲溪仁会病院 地域連携福祉センター

佐々木 哲・山田 恵

平成28年6月吉日

札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会

各施設 ご担当者 様

## 札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会第40回合同会議のご案内

謹 啓

初夏の候、貴行ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素から札幌市脳卒中地域連携パスの運用に際しまして、ご協力いただきありがとうございます。

早速ですが、次頁に記載のとおり 第40回合同会議を6月28日(火)19:00より、札幌市医師会館5階大ホールにおいて開催いたします。ご多忙の折とは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

出席者数を3枚目の用紙にご記入の上、6月21日(火)必着で事務局連絡係まで [Fax (011-685-2954) もしくは E-mail: [sasaki-s@kejinkai.or.jp](mailto:sasaki-s@kejinkai.or.jp)] ご連絡くださいますようお願いいたします。

皆様のご健勝ならびに貴施設のご発展を祈念申し上げます。

敬 具

札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会

代 表 寶金 清博

副代表 板本 孝治

**事務局連絡係 : 手稲溪仁会病院**

**地域連携福祉センター 佐々木 哲**

**Tel: 011-685-2976, Fax: 011-685-2954**

**E-mail: [sasaki-s@kejinkai.or.jp](mailto:sasaki-s@kejinkai.or.jp)**

# 札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会

## 第40回 合同会議次第

日時 平成28年6月28日(火) 19:00～20:30

場所 札幌市中央区大通西 19 丁目 札幌市医師会館 5 階

### 製品講演

「 テネリアの最近の話題 」 田辺三菱製薬株式会社

### 1. 開催挨拶

札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会 代表 寶金 清博

### 2. 事務局連絡係からの報告

- ・平成27年度会計報告
- ・今年度の診療報酬改定について

### 3. 講演会

座長： 札幌麻生脳神経外科病院 医療生活相談室 室長 星野 由利子 様

講師Ⅰ：「脳卒中における基礎疾患管理と服薬コントロール」

札幌医科大学 アドミッションセンター/神経内科学 講師 齋藤 正樹 先生

講演Ⅱ：「軽度の脳卒中患者の地域支援」

北海道介護支援専門員協会 日本介護専門員協会 北海道支部 会長 村山 文彦 様

Fax: 011-685-2954

E-mail: [sasaki-s@kejinkai.or.jp](mailto:sasaki-s@kejinkai.or.jp)

札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会事務局 連絡係 行

6月21日（火）までに返信くださいますようお願いいたします。

施設名: \_\_\_\_\_

札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会  
第40回合同会議の参加者数

合同会議参加者: \_\_\_\_\_ 名

担当者: \_\_\_\_\_

自由記載欄: ご意見等を自由にご記入ください

# 札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会 第40回 合同会議 講演会のご案内

日程 平成28年6月28日(火) 19:00~20:30

場所 札幌市医師会館 5階大ホール 札幌市中央区大通西19丁目-1

## 情報提供

『テネリアの最近の話題』

田辺三菱製薬株式会社

座長 札幌麻生脳神経外科病院 医療生活相談室 室長 星野 由利子様

## <講演Ⅰ>

「脳卒中における基礎疾患管理と服薬コントロール」

演者 札幌医科大学 アドミッションセンター(兼)神経内科 講師 齊藤 正樹 先生

## <講演Ⅱ>

「軽度の脳卒中患者の地域支援」

演者 北海道介護支援専門員協会 日本介護専門員協会北海道支部

会長 村山 文彦様

**1 医療機関につき500円の参加費を頂戴致します。**

※当日は軽食をご用意しております。

共催 札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会、(社)日本脳卒中協会北海道支部  
田辺三菱製薬株式会社

# 札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会会則

## (名称及び事務局)

第1条 本会は、札幌市脳卒中地域連携パスネット協議会と称し、事務局を社団法人日本脳卒中協会北海道支部に置く。

## (目的)

第2条 本会は、社団法人日本脳卒中協会北海道支部、社団法人札幌市医師会及び札幌市脳卒中救急医療協議会と協力して、脳卒中診療に携わる急性期施設、回復期・維持期施設、並びにかかりつけ医間における患者管理やリハビリを円滑に継続するため、脳卒中地域連携パス（以下、連携パス）の推進・作成・運用・検証を行い、連携パスの運用システムを確立し、地域の脳卒中診療ネットワークを構築することを目的とする。

## (会員)

第3条 本会の会員は、札幌医療圏に所在する、脳卒中急性期施設、回復期・維持期施設、かかりつけ医、介護老人保健施設、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所の施設会員、および施設会員以外の施設に所属し本会の目的に賛同する個人とする。

## (入退会)

第4条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出し、世話人会の同意を得るものとする。

2. 退会しようとする会員は、所定の退会届にその理由を記し、本会に提出するものとする。

## (会の運営)

第5条 本会の代表は、社団法人日本脳卒中協会北海道支部長が務める。

2. 本会の運営は代表が委嘱した世話人会が行う。世話人の定数は20名以内とする。

3. 世話人会には、代表のほか次の役員を置く。

副代表	2名
幹事	若干名

4. 世話人会は、代表が必要と認めるとき招集し、代表がその議長となる。

5. 世話人会は、過半数の世話人の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって議決する。

## (運営費)

第6条 本会の運営費は、本会の目的に賛同される者（法人、個人を問わない）からの協賛金、本会に対する補助金、交付金、委託金等を充てる。

### **(世話人の職務)**

- 第 7 条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副代表は、代表を補佐し、代表事故あるとき又は欠けたとき、その職務を代理又は代行する。
  3. 他の世話人は、代表の定めるところにより会務を分担する。

### **(世話人の任期)**

- 第 8 条 世話人の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 世話人は、任期満了の後においても、後任者が選出されるまでは、その職務を行わなければならない。
  3. 補充された世話人の任期は、前任者の残任期間とする。

### **(顧問)**

- 第 9 条 本会に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、世話人会の議を経て、代表が委嘱する。
  3. 顧問の任期は、世話人の任期と同じとする。

### **(事業)**

- 第 10 条 本会は第 2 条の目的達成のため、連携パスの運用に必要な合同会議の開催、各地区および各部門における連携会議開催の支援、連携パス推進・普及のための講演会の開催および支援活動等の事業を行なう。

### **(各種委員会)**

- 第 11 条 本会は、前 10 条に規定する事業を行なうため、連携パス推進委員会、連携パス作成委員会、連携パス運用委員会、連携パス検証委員会等の委員会を設置することができる。
2. 各委員会の委員長は、関係者のうちから代表が委嘱し、委員は委員長が選任する。

### **(パスの著作権、使用权等)**

- 第 12 条 連携パスの著作権は本会と開発者（青山 誠 氏）に帰属する。
2. この連携パスの使用にあたっては、運用規定を遵守する会員に使用权が与えられる。

### **(その他)**

- 第 13 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、世話人会が定める。

- 付 則
1. この会則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
  2. この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から一部改正し、施行する。

改定年月日	改定・追加箇所	理 由
平成 25 年 4 月 1 日	第 4 条	入会承認の変更
	第 5 条	役員の追加
	第 6 条	運営費の一部変更
	第 7 条	会計項目の追加
	第 12 条	組織変更に伴う委員会の変更
平成 28 年 2 月 23 日	第 3 条	今後の地域連携のため、会員の内容を一部追加
	付則	上記変更の改正、施行について記載